

令和6年度 香川県製菓衛生師試験受験案内

願書 受付	令和6年6月24日（月） ～7月5日（金）（消印有効）
試験 日時	令和6年8月5日（月） 午後2時～午後4時

香川県健康福祉部生活衛生課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3180

1 試験日時及び試験会場

◆ 日時：令和6年8月5日（月） 午後2時から午後4時まで

(注)試験に関する注意事項の説明を行いますので、午後1時40分までには着席してください。

◆ 会場：香川県社会福祉総合センター 7階 大会議室

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号

2 試験科目

◆ 衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技（製菓実技は「和菓子」、「洋菓子」、「製パン」のいずれか1つを選択）

(注)ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した方については、申し出により試験科目のうち「製菓理論及び実技」を免除します。なお、免除を受けた場合の試験時間は75分（午後2時から午後3時15分まで）とします。

◆ 試験は、四肢択一方式で、マークシートを用いて行います。

3 受験資格

次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 新制中学校卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 新制中学校卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 製菓衛生師法の施行の日（昭和41年12月26日）において菓子製造業に従事していた者であって、3年を超えて菓子製造業に従事した者

4 提出書類等

試験を受けようとする方は、以下の書類を提出してください。

提出書類		提出が必要な者	注意事項
①受験願書		全員	・氏名、生年月日は、戸籍等に記載のとおり正確に記入してください。
②写真		全員	・出願前6か月以内に、無帽で正面向の上半身を撮影した名刺型（縦6センチメートル、横4センチメートル）のもの。 ・裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
③受験手数料 (香川県収入証紙：9,500円)		全員	・香川県収入証紙を受験願書に貼り付け、消印はしないこと。 ・郵送等で提出する場合は、9,500円分の郵便為替（普通為替）を同封してください（この場合、受取人欄等は記入しないこと）。
④受験票返信用封筒 (長形3号)		全員	・封筒（長形3号）に84円分の切手を貼って、 受験者のあて先を記載したもの。
⑤受験資格を証する書類 ※	製菓衛生師養成施設の卒業証明書又は卒業証書（写）	3受験資格（1）に該当する者	・卒業証書の場合は、原本とコピーの両方を持参してください（提出先で照合後、原本はお返しします）。 ・郵送により提出する場合は、卒業証明書に限ります。 ・2年制在学中の場合は、卒業証明書に代えて履修証明書を提出してください。
	中学校以上の卒業証明書又は卒業証書（写）	3受験資格（2）に該当する者	・卒業証書の場合は、原本とコピーの両方を持参してください（提出先で照合後、原本はお返しします）。 ・郵送により提出する場合は、卒業証明書に限ります。
	菓子製造業務従事証明書	3受験資格（2）又は（3）に該当する者	・様式「菓子製造業務従事証明書」下部の注1から注3を参照の上、記入してください。 ・証明印について 施設長の職印 を用いること。 職印を有しない場合は、 施設長の実印 を用い、当該印鑑の 印鑑登録証明書 を添付すること。
⑥その他	右欄該当者	「製菓理論及び実技」の免除を申し出る場合は、菓子製造に係る技能検定（菓子製造技能士）1級又は2級の合格証書の原本とコピーの両方を持参してください（提出先で照合後、原本はお返しします）。 提出書類に記載された氏名が現在と異なる場合は、変更の事実がわかる 戸籍抄本 を添付すること。	

※昨年度の試験において受験願書を提出した者は、それを証する書類（令和5年度香川県製菓衛生師試験受験票）を提出することによって、⑤の書類の添付を省略できます。

5 受験願書受付

◆ 受付期間：令和6年6月24日（月）から令和6年7月5日（金）（閉庁日は除く。）

午前8時30分から12時及び午後1時から5時まで

（郵送等の場合は、受付期間内の日付の消印のあるものに限ります。）

◆ 提出先及び提出方法

- (1) 「10 この試験に関する問い合わせ先」に記載している各保健福祉事務所、小豆総合事務所、高松市保健所に提出してください。
- (2) 住所地が県外の者で、郵送によって提出する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きし、香川県健康福祉部生活衛生課（〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号）へ直接提出してください。
- (3) 書類に不備があるものは受理できませんので、受験願書等の記入間違いや提出書類に不備や不足がないか必ず確認し、提出してください。書類に不備がある場合は、香川県から受験願書に記載の電話番号に連絡することがありますので必ず対応してください。

6 受験票の交付

受験願書の受付後、受験票を交付します。受験票は、受験票返信用封筒に入れて郵送しますが、試験日の1週間前までに受験票が到着しないときは、香川県健康福祉部生活衛生課（TEL 087-832-3180）に必ず照会してください。

7 合格者の発表

◆ 日 時：令和6年8月23日（金） 午前10時

◆ 提 示 先：香川県庁東館玄関前掲示板、県ホームページ上

（掲示期間：令和6年8月30日（金） 午後5時まで）

◆ 提示情報：合格者受験番号

※合格者には、合格証書を郵送します。不合格者への通知はありません。

※電話による合否の問い合わせには応じられません。

8 試験結果の開示

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、令和6年度香川県製菓衛生師試験の結果について、開示を希望される受験者本人に限り、科目別得点及び総合得点を開示します。

※電話による問い合わせには応じられません。

- (1) 開示期間 令和6年8月23日(金)から令和6年9月24日(火)（閉庁日は除く。）
午前9時から12時及び午後1時から5時
(初日のみ午前10時からとする。)
- (2) 開示場所 香川県健康福祉部生活衛生課（香川県庁本館16階）
- (3) 必要書類 受験票又は受験者本人であることを証明する書類（運転免許証等）

9 その他

- (1) 試験当日は、受験票、筆記用具（HBの黒鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- (2) 試験当日の試験会場への電話照会は、御遠慮ください。
- (3) 試験当日は、遅刻をしないよう十分注意してください。
- (4) 出願後は、受験手数料の還付には応じられません。
- (5) 受験願書提出後から合格発表までに、氏名又は住所に変更があった場合は、速やかに提出先保健福祉事務所等または香川県健康福祉部生活衛生課に連絡してください。
- (6) 災害等の影響により、やむを得ず試験を中止（延期）する場合は、県ホームページでお知らせしますので、御確認ください。

10 この試験に関する問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話番号
小豆総合事務所 衛生課	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879(62)1374
東讃保健福祉事務所 衛生課	〒769-2401 さぬき市津田町津田 930 番地 2	0879(29)8271
中讃保健福祉事務所 衛生課	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526 番地	0877(24)9964
西讃保健福祉事務所 衛生課	〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号	0875(25)4383
高松市保健所 生活衛生課	〒760-0074 高松市桜町一丁目 10 番 27 号	087(839)2865
香川県健康福祉部生活衛生課	〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号	087(832)3180